

齒科保健課

1. 歯科保健医療対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020(ハチマル・ニイマル)運動を進めているところである。

各都道府県等におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健医療対策として以下の取組を行っている。

(1) 8020運動の推進について

ア 8020運動推進特別事業

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成17年度予算案においても引き続き予算計上している。

この事業については、都道府県等の創意工夫による地域の実状を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

イ 歯科保健推進事業

成人歯科保健事業、かかりつけ歯科医機能支援事業及び障害者等歯科保健サービス基盤整備事業を実施する。

- ① 成人歯科保健事業: 歯科検診を受ける機会に恵まれない母親等地域住民に対する歯科健康診査・歯科保健指導等の実施に対する補助
- ② かかりつけ歯科医機能支援事業: 地域の実状を踏まえた歯科保健、医療連携の取れた地域歯科保健体系の向上を図るため、かかりつけ歯科医の機能の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた事業の実施に対する補助
- ③ 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業: 障害(児)者及び難病の者に対する歯科検診・保健指導等を行い、障害者等への歯科保健サービス提供の環境整備を図るための事業に対する補助

(2) 健康増進事業実施者歯科保健対策の推進について

平成15年5月に施行された「健康増進法」においてその柱の一つに歯科保健の分野が明記されており、さらに、国、地方公共団体の責務として、健康増進事業を行う健康増進事業実施者など関係者に対して、必要な技術的援助を与えることに努めるとされている。

これら現状の課題を踏まえ、平成15年度より「健康増進法」に対応する事業として「健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業」を実施しているが、平成17年度予算案においても引き続き予算計上している。

事業内容としては、

- ① 歯周疾患、歯牙喪失予防に関する効率的な歯科健診の在り方の調査・分析
- ② 歯科健診から歯科医療機関における継続的な予防管理・歯科治療への連携体制の強化
- ③ 事後評価システムの構築

を想定しており、技術的援助の一つとして、効率的な歯科健診の在り方等を健康増進事業実施者に示すことにより、地域における健康増進事業の一層の推進に寄与できるものと考えており、本事業への積極的な取り組みをお願いする。

(3) 歯科疾患実態調査について

歯科疾患実態調査については、国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策の推進方策及び歯科医療提供体制等を見直す基礎資料を得るため6年毎に実施しているところであるが、平成17年度はその実施年度にあたることから、本調査が円滑に実施できるよう格段のご協力をお願いする。

(4) 歯科保健関係行事について

平成17年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いする。

ア 6月4日～10日を歯の衛生週間とする。

イ 第26回全国歯科保健大会を11月12日に新潟県で開催予定

(5) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも適正配置にご尽力をお願いする。特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いする。

(6) へき地等歯科保健医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について、平成17年度予算案に計上しているところである。

【へき地医療対策】

- ① 無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ② 過疎地域における歯科診療所の整備
- ③ へき地中核病院設備整備(歯科医療機器分)
- ④ 休日等歯科診療所の設備整備

また、これまで救急医療対策として助成してきた、休日等歯科診療所の運営事業

費及び歯科の在宅当番医制については、各自治体における事業の定着化に鑑み、平成16年度より一般財源化されたことから、都道府県においては、市町村や関係機関等関係者に対する周知を徹底されるとともに、本事業が引き続き実施できるよう格段のご協力をお願いします。

2. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師の臨床研修については、歯科医師法改正を含む「医療法等の一部を改正する法律」が第150回国会で成立し、平成18年4月以降、診療に従事しようとする歯科医師は、卒後1年以上、臨床研修を受けなければならないことから、①研修医が研修すべき事項・目標、②そのための研修プログラム、③研修終了の認定方法、④臨床研修施設の指定基準等について、医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床検討部会において審議を行い、平成16年9月28日に意見書が取りまとめられたところである。今後この意見書を踏まえて、省令等の整備等を行うこととしている。

(2) 歯科医師臨床研修指定施設として、平成16年4月1日現在、歯科大学・歯学部附属及び医科大学・医学部附属病院以外の一般病院及び歯科診療所の合計781施設が指定され、臨床研修が実施されているところであるが、研修歯科医を受け入れる臨床研修施設が不足の状況にあり、平成18年4月1日からの歯科医師の卒後臨床研修必修化に向け、早急にその拡充を図る必要がある。

各都道府県におかれては、歯科医師臨床研修施設の指定基準等にご留意のうえ、臨床研修施設の指定申請に関する歯科医療機関への周知等について格段のご協力を引き続きお願いしたい。

3. 歯科衛生士学校養成所指定規則の改正について

高齢化の進展、医療の高度化・専門化等の環境の変化に伴い、歯科衛生士の資質向上を図る必要があることから、歯科衛生士学校養成所指定医規則の一部を改正する省令(平成16年9月13日文科科学省・厚生労働省令第5号)が公布され、平成17年4月1日をもって施行されることである。今回の改正は、修業年限の延長、教育課程(教育内容の弾力化等)、専任教員の数その他の指定基準を改正するものであるが、この改正の趣旨、内容等について、十分留意の上、貴管下の関係養成所及び関係団体への周知等について格段のご協力をお願いしたい。

看 護 課

1. 看護職員確保対策について

看護職員の養成・確保を図るため、平成17年度予算（案）においては、資質の向上、離職の防止、養成力の確保を行うなど、92億1千7百万円を計上している。

特に、看護職員の資質の向上に重点を置き、平成16年度に創設した訪問看護推進事業の拡充や、新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業の創設などの予算、各都道府県の看護職員の需給見通し策定の支援として、委託費を計上しているところである。

また、三位一体改革による看護職員確保対策予算の対応については、その必要性について精査の結果、看護師等修学資金貸与費を税源移譲対象としたところである。看護師等修学資金貸与費は、平成16年度から自治体立養成所分について一般財源化を行ったところであるが、民間立養成所分についても創設以来40年を超え、地方自治体の事業として同化・定着していると認められることから、各自治体の責任において、看護職員の確保状況に応じた弾力的な制度とするため、税源移譲対象としたものである。看護職員確保の観点から各都道府県の創意工夫の下、事業実施に必要な予算の確保方よろしくお取り計らい願いたい。

ア. 資質の向上

(ア) 訪問看護推進事業

医療提供体制の改革においては在宅医療の推進が重要課題となっており、このためには訪問看護の充実が不可欠である。特にたんの吸引が必要なALS患者等、医療処置が必要な患者等の在宅療養生活の支援が重要であるため、平成16年度に訪問看護推進事業を創設したが、さらに平成17年度から事業の拡大を図ることとしている。

当該事業は、訪問看護推進協議会の設置、ALS患者等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への24時間訪問看護を提供するための体制整備に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進及び訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修などである。平成17年度より補

助対象を都道府県から市町村まで拡大することとし、さらに、新たに都道府県を対象に在宅医療推進方策のひとつとして訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討を行う（委託費により、所要額を手当てする）こととした。

各都道府県におかれては、市町村への周知をお願いするとともに、在宅医療の推進に向けてこの訪問看護推進事業を積極的に活用していただきたい。特に各地域における訪問看護の実態把握は今後の施策の基礎となる事項であり、全都道府県で実施いただくことが不可欠であるため、積極的な実施をお願いしたい。

（イ）安心安全の助産ケアに係る推進事業

医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）と研修プログラムに基づき研修を実施する医療安全推進モデル研修事業を行うものである。

当該事業の実施については、研修体制が充実し、新人助産師に対して十分な研修が可能と考えられる医療機関に直接委託し、実施する予定である。新人研修については事業の性質上、新年度早々から実施する必要がある、事前の準備が必要であることから、実施要綱等も早急にお示しする予定であるので、ご協力をお願いする。

なお、研修実施の通知は後日発出するが、各都道府県におかれては、管下医療機関等に対して実施事業の周知とともに、関係都道府県におかれては積極的な支援をお願いしたい。

（ウ）新人看護職員研修推進費

平成16年度より創設した「新人看護職員研修推進費」については、各都道府県の積極的なご協力により、多くの参加者を得て一定の成果が上げられたものと考えている。平成17年度も継続して実施していくこととしているので、引き続きご協力をよろしく願います。

（エ）看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討会

医療の高度化・患者の高齢化・重症化や、平均在院日数の短縮などに伴い、看護業務は複雑化し、かつ看護密度も高くなっているところである。また、医療安全の確保に対する取り組みの強化が求め

られている。一方で、在宅医療の推進により訪問看護のニーズが拡大しているところである。このような状況に看護基礎教育が十分対応できているのかの問題点があり、臨地実習の強化や医療安全教育及び在宅看護論の強化等、看護基礎教育カリキュラムの内容について検討するため、「看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討会」を設置する予定である。

イ. 離職の防止

(ア) 病院内保育所運営費

平成17年度においては、厳しい財政状況の中、平成16年度と同額の16億8千4百万円を確保したところである。

なお、自治体立分については、平成10年度から一般財源化されたところであるが、本事業の重要性に鑑み看護職員確保対策に支障が生ずることのないよう必要な予算の確保について引き続きご尽力をお願いする。

(イ) 看護職員確保対策特別事業

平成17年度予算(案)において、補助金の効率化を図るため、看護職員就労確保総合支援事業を統合したところであり、これまでの看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援については本事業の一つとして実施することとした。

各都道府県におかれては、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

(ウ) 看護師宿舎施設整備事業

本事業については、平成11年度の総務庁の行政監察において、整備後の宿舎の利用率が低いものが見受けられる旨の指摘がなされているところであり、整備計画が宿舎利用希望者数と比較して過大とならないよう補助事業者等に対する指導を行うとともに、整備計画書や交付申請書等の審査の徹底をお願いする。

また、国庫補助の採択に当たっては、財政事情が非常に厳しいことから、各施設における必要性や看護職員需給見通し状況等を勘案し、十分精査することとしており、採択できない場合もあることを

了知されたい。

ウ．再就業の支援

(ア) 中央ナースセンター事業

ナースセンターのコンピューターシステムについては、「e-ナースセンター」において、全国の看護職員の求人・求職情報を一括管理し、利用者の利便性の向上を図っているところである。

また、都道府県ナースセンター事業については、平成10年度より一般財源化されているところであるが、再就業の支援、看護職員確保困難地域及び困難施設における相談・職業紹介など看護職員確保に果たす役割の重要性に鑑み、各都道府県の看護職員需給見通しに定める需要数に必要な看護職員の確保に向けて、必要となる事業の実施とその予算確保について引き続きご尽力をお願いする。

なお、看護職員需給見通しにおいて、平成17年末においても看護職員の不足が見込まれるにも関わらず、予算規模が著しく縮小している自治体が見受けられるが、看護職員確保に支障が生じることのないよう、特段の配慮をお願いしたい。

エ．養成力の確保

(ア) 看護師等養成所施設整備事業

新設の看護師等養成所等に対する施設整備、設備整備等については、既に事業計画を提出していただいているところであるが、国庫補助の採択に当たっては、各都道府県の看護職員需給見通しの達成状況や看護職員確保対策への取組み状況等を総合的に勘案し、十分精査することとしており、採択できない場合もあることを了知されたい。

(イ) 看護師等養成所運営事業

看護師学校養成所2年課程（通信制）については、平成16年度から3校（1学年定員650名）が開校し、平成17年4月には、10校（文部科学大臣の指定学校1校を含む。1学年定員2,550名）の開校が予定されているところである（あわせて1学年定員3,200名）。

当該通信制では働きながら学習ができるよう臨地実習として、紙上事例演習、面接授業、病院見学実習の方式を取り入れたが、当然のことながら通常の2年課程と同様の教育理念、教育水準が求められる。准看護師として就業されている看護職員の方からは強い期待が寄せられているので、各都道府県におかれては引き続き、関係者に通信制の設置を広く呼びかけられるとともに、設置予定者に対して、適切な指導、支援をされるようお願いしたい。

また、本事業については、補助金の算定方法の適正化について、会計検査院から平成11年に改善措置要求を受けたところである。さらに、先般、「平成13年度決算検査報告」において、「併設している補助対象外の課程の教員人件費について対象経費に含めて算定していた」事例について指摘があったところであり、関係法令、看護課長通知（平成11年6月16日看第26号）等を十分に踏まえ、引き続き、補助金執行事務の適正化に努められたい。

2. 看護職員需給見通しについて

現在、平成18年以降の需給見通しを策定するため、「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」を設置し検討を行っている。

これまで、検討会においては、平成12年に策定した前回の需給見通しの検証、就業者及び養成数の推移、看護職員を取り巻く労働環境、医療計画等の制度改正等について御検討いただき、昨年10月に需給見通しの基本的な方向性についてお示ししたところである。

本日第5回検討会が開かれ需給見通し算定方法についてご検討いただくこととしており、その結果を踏まえて、来月開催予定の「全国看護行政担当者会議」においてお示しすることとしている。

平成17年度においては、この算定方法に基づき、各都道府県の需給見通しを算定いただき、17年12月末までに全国ベースの需給見通しを決定したいと考えている。

また、平成17年度の政府予算（案）において、需給見通し策定にかかる調査算定経費として総額約1億円が計上されたところである。各都道府県の具体的な配分については、調査経費の一部に御活用いただけるよう、予算成立後早急にお示ししてまいりたい。この調査算定費用経費は委託費として配分されるものであり、各都道県で実施いただく調査内容は、需給見通しの算定方法を基本として、実施していただきたいと考えている。

各都道府県におかれては、本需給見通しの策定の意義をご理解いただき、本年4月以降の算定作業について、ご協力をいただきたい。

3. 助産及び助産師養成について

○助産について

平成16年9月3日付け愛媛県保健福祉部長からの照会に対し、「産婦に対して、子宮口の開大、児頭の下降度等の確認及び分娩進行の状況把握を目的として内診を行うこと」は、保健師助産師看護師法第3条に規定する助産に該当すると回答し、各都道府県に対しても「産婦に対する看護師業務」（平成16年9月13日付け医政看発第0913002号）において通知したところ。

助産については、既に「助産師の業務について」（平成14年11月14日付け医政看発第1114001号）により通知したところであるが、今回の通知についても重ねて関係機関等への周知が図られるようご協力をお願いしたい。

○助産師養成について

助産師については、出生場所の割合に比べ、診療所において就業する助産師の割合が低いこと等から、産科診療所における助産師確保の必要性が強く指摘されているところである。このことに鑑み、平成16年1月25日付け医政局看護課長通知により、文部科学省高等教育局医学教育課長及び各助産師養成所長に対し定員の維持及び増加並びに入所者数の確保についてお願いしたところである。

また、先日情報提供させていただいた、円より子参議院議員提出の助産師に関する質問主意書に対する答弁書において、助産師学校養成所における分娩介助回数の確保等の助産師教育の充実の必要性が示されたところである。

各都道府県におかれては、上記についてご了知いただくとともに、助産師の養成及び確保について引き続きご協力をお願いしたい。

4. 看護師養成所2年課程の入学資格の確認等について

看護師養成所2年課程の学生が看護師国家試験の受験資格を得るためには、准看護師免許を得た後、2年以上修学する必要があるため、准看護師免許の交付日が養成所に入学した年の5月1日以降となった場合は、看護師国家試験の受験資格に疑義が生じることとなる。

看護師養成所2年課程の入学又は入所資格については、医務局看護課長通知「看護婦等養成所の指導について」（昭和59年2月17日看7）において確認等の周知徹底を図ってきたところであるが、養成所において准看護師籍への登録確認が徹底して行われていないこと等から、准看護師免許の交付日が5月1日以降となり、卒業予定年度の看護師国家試験の受験資格が得られない事例が発生している。

准看護師免許の早期登録及び免許証の交付については、従来より協力方お願いしているところであるが、准看護師試験の際の学生への指導及び免許の早期交付について、より一層の御協力をお願いするとともに、貴管下の看護師養成所2年課程に対して、入学又は入所時の准看護師免許の取得等の確認徹底について、あらためて指導方お願いしたい。

5. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等学校養成所の教員養成研修機関として中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成16年度までの研修修了者は、累計3,395名が見込まれる。

平成17年度における各課程ごとの定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
うち	
保健師養成所教員専攻	15名程度
助産師養成所教員専攻	15名程度
看護師養成所教員専攻	90名程度
幹部看護教員養成課程	40名
合 計	160名

また、看護基礎教育における安全教育推進のための看護師等養成所教員に対する医療事故防止教育研修並びに看護教員の資質の向上を図るための看護教員再教育講習会についても、引き続き開催する予定としているので、よろしくお願いしたい。

このほか、看護教員養成講習会等担当者会議も例年どおり開催する予定である。

これら講習会等の実施時期等の詳細については、追って連絡する予定であるので、ご了解願いたい。

